

加西市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年7月7日

加西市長 高橋 晴彦



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

- (1) 名称 鵜野南町自治会
- (2) 区域 加西市鵜野南町自治会の区域
- (3) 主たる事務所 加西市鵜野町27番地の17

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
公衆用道路	1204 m ²	加西市鵜野町字東大下83番69
用悪水路	255 m ²	加西市鵜野町字東大下83番70
公衆用道路	1784 m ²	加西市鵜野町字東大下83番71
公衆用道路	722 m ²	加西市鵜野町字東大下83番72
用悪水路	573 m ²	加西市鵜野町字東大下83番73
用悪水路	469 m ²	加西市鵜野町字東大下83番111
用悪水路	54 m ²	加西市鵜野町字東大下83番112
用悪水路	296 m ²	加西市鵜野町字東大下83番113

- (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
別紙のとおり

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べる事が出来る期間

令和8年7月7日から令和8年10月7日まで

5 異議を述べる方法

加西市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

6 異議申出書の提出

兵庫県加西市北条町横尾1000番地

加西市役所地域部まちづくり課

電話 0790-42-8706

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年3月28日	不動産番号	1407005015836
地図番号	T2 13-3、13-4 、23-2、23-4	筆界特定	余白		
所 在	加西市鶴野町字東大下				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
83番69	公衆用道路	733		余白	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成17年3月28日	
余白	余白	1204		③錯誤 国土地調査による成果 〔平成19年8月28日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和13年3月23日 第1153号	原因 昭和13年3月23日売買 所有者 西宮市森具字久出542番地ノ16 田 淵 恵 三 順位5番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成17年3月28日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(神戸地方法務局社支局管轄)

令和8年6月22日

神戸地方法務局姫路支局

登記官

内 立 久 生

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K81567 (1/1)

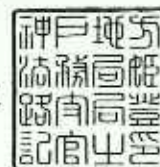


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年3月28日	不動産番号	1407005015837
地図番号	T2 23-1、23-2	筆界特定	余白		
所 在	加西市鵜野町字東大下				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
83番70	用思水路	1157		余白	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成17年3月28日	
余白	余白	255		③83番70、83番111、83番113に 分筆 国土調査による成果 〔平成19年8月28日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和13年3月23日 第1153号	原因 昭和13年3月23日売買 所有者 西宮市森具字久出542番地ノ16 田 淵 恵 三 順位1番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成17年3月28日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(神戸地方裁判所支部管轄)

令和8年6月22日

神戸地方裁判所姫路支部

登記官

内 立 久 生

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が照会し、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を示すものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K81568-(1/1)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年3月28日	不動産番号	1407005015838
地図番号	T2 13-3、23-1 、23-2、23-4	筆界特定	余白		
所 在	加西市鶉野町字東大下				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
83番71	公衆用道路	254		余白	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成17年3月28日	
余白	余白	1784		③錯誤 国土調査による成果 〔平成19年8月28日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和13年3月23日 第1153号	原因 昭和13年3月23日売買 所有者 西宮市森具字久出542番地ノ16 田 淵 恵 三 順位1番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成17年3月28日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(神戸地方法務局社支局管轄)

令和8年6月22日

神戸地方法務局姫路支局

登記官

内 立 久 生

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K81569 (1 / 1)

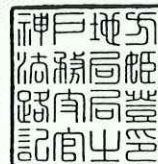


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 1 7 年 3 月 2 8 日	不動産番号	1 4 0 7 0 0 5 0 1 5 8 3 9
地図番号	T 2 2 3 - 1、2 3 - 3 、2 3 - 4、3 3 - 1	筆界特定	余 白		
所 在	加西市鷄野町字東大下				余 白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
8 3 番 7 2	公衆用道路	1 2 5		余 白	
余 白	余 白	余 白		管轄転属により登記 平成 1 7 年 3 月 2 8 日	
余 白	余 白	7 2 2		③ 錯誤 国土調査による成果 〔平成 1 9 年 8 月 2 8 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 1 3 年 3 月 2 3 日 第 1 1 5 3 号	原因 昭和 1 3 年 3 月 2 3 日売買 所有者 西宮市森具字久出 5 4 2 番地ノ 1 6 田 淵 恵 三 順位 1 番の登記を移記
	余 白	余 白	管轄転属により登記 平成 1 7 年 3 月 2 8 日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(神戸地方務局社支局管轄)

令和 8 年 6 月 2 2 日

神戸地方務局姫路支局

登記官

内 立 久 生

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K 8 1 5 7 0 - (1 / 1)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 1 7 年 3 月 2 8 日	不動産番号	1 4 0 7 0 0 5 0 1 5 8 4 0
地図番号	T 2 2 3 - 3、2 3 - 4	筆界特定	余 白		
所 在	加西市鵜野町字東大下				余 白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
8 3 番 7 3	用悪水路	6 9 4		余 白	
余 白	余 白	余 白		管轄転属により登記 平成 1 7 年 3 月 2 8 日	
余 白	余 白	5 7 3		③ 錯誤 ③ 8 3 番 7 3、8 3 番 1 1 2 に分筆 国土調査による成果 〔平成 1 9 年 8 月 2 8 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 1 3 年 3 月 2 3 日 第 1 1 5 3 号	原因 昭和 1 3 年 3 月 2 3 日売買 所有者 西宮市森具字久出 5 4 2 番地ノ 1 6 田 淵 恵 三 順位 1 番の登記を移記
	余 白	余 白	管轄転属により登記 平成 1 7 年 3 月 2 8 日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(神戸地方法務局社支局管轄)

令和 8 年 6 月 2 2 日

神戸地方法務局姫路支局

登記官

内 立 久 生

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K 8 1 5 7 1 - (1 / 1)

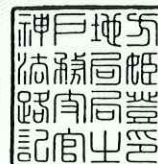


表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1407010013072
地図番号	T2 23-1、23-2	筆界特定	余白		
所 在	加西市鶉野町字東大下			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
83番111	用悪水路	469		83番70から分筆 国土調査による成果 〔平成19年8月28日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和13年3月23日 第1153号	原因 昭和13年3月23日売買 所有者 西宮市森具字久出542番地ノ16 田 淵 恵 三 順位1番の登記を転写 平成19年8月28日登記



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(神戸地方法務局社支局管轄)

令和8年6月22日

神戸地方法務局姫路支局

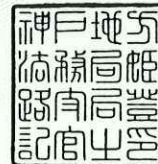
登記官

内 立 久 生

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K81572 (1/1)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1407010013074
地図番号	T2 23-4	筆界特定	余白		
所 在	加西市鷄野町字東大下			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
83番112	用悪水路	54		83番73から分筆 国土調査による成果 〔平成19年8月28日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和13年3月23日 第1153号	原因 昭和13年3月23日売買 所有者 西宮市森具字久出542番地ノ16 田 淵 恵 三 順位1番の登記を転写 平成19年8月28日登記



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(神戸地方法務局社支局管轄)

令和8年6月22日

神戸地方法務局姫路支局

登記官

内 立 久 生

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K81573-(1/1)



表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1407010013073
地図番号	T2 13-4、23-2	筆界特定	余白		
所 在	加西市鷦野町字東大下			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
83番113	用悪水路	296		83番70から分筆 国土調査による成果 〔平成19年8月28日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和13年3月23日 第1153号	原因 昭和13年3月23日売買 所有者 西宮市森具字久出542番地ノ16 田 淵 恵 三 順位1番の登記を転写 平成19年8月28日登記



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(神戸地方法務局社支局管轄)

令和8年6月22日

神戸地方法務局姫路支局

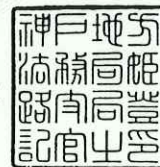
登記官

内 立 久 生

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K81574-(1/1)



1/1